

燕市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

燕市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成18年燕市条例第40号）の一部を次のように改正するものとする。

平成31年 3 月 1 日 提 出

燕 市 長 鈴 木 力

記

## 燕市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

燕市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成18年燕市条例第40号)の一部を次のように改正する。

第8条に次の1項を加える。

- 3 前項に規定するもののほか、同項に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は、規則で定める。

第8条の2第1項中「次条」の次に「第1項から第3項まで」を加え、同条第2項前段中「第15条第1項に規定する要介護者」を「要介護者(配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。)、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。)」に改め、同項中「次に掲げる職員が、規則で定めるところにより」を「次に掲げる職員」とあるのは「要介護者のある職員」とに、「その子」を「「その子」に改め、「次条」の次に「第1項から第3項まで」を加え、「、「第15条第1項に規定する要介護者(以下「要介護者」という。)のある職員が、規則で定めるところにより、」を削り、「当該要介護者」を「「当該要介護者」に改める。

第8条の3第4項前段中「第15条第1項に規定する」を削り、同項中「あるのは「第15条第1項に規定する要介護者(以下「要介護者」という。)のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、「深夜に」とあるのは「深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。)に」とを「あり」に、「とあるのは、「要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と、「」を「とあり、及び」に改め、「介護」と」の次に「、「第1項中「深夜における」とあるのは「深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。)における」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を

講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」とを加える。

第15条第1項中「要介護者(配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。)、父母、子、配偶者の父母又は規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。)」を「要介護者」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。